

令和3年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者 による測定結果について(廃棄物焼却炉以外の施設)

鹿児島県環境林務部環境保全課

1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は、毎年1回以上の測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することになっている。

今回、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する。

2 測定結果

(1) 測定結果の概要

設置者による測定を要する1施設の実施した測定結果は、排出基準に適合していた。

※ 特定施設：クラフトパルプの漂白施設（1施設）

(2) 測定結果

〈クラフトパルプの漂白施設〉

| 設置 市町村 | 工場・事業場の名称 | 排水調査日 | 排水中の ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L) | 排出基準 (pg-TEQ/L) | 適合 状況 |
|-----------|----------------------|----------|---------------------------------|--------------------|----------|
| 薩摩 川内市 | 中越パルプ工業 株式会社 川内工場 | R3.11.25 | 0.0012 | 10以下 | 適合 |

3 今後の対応

県としては、引き続き、排出基準の遵守や設置者による測定の実施・報告の徹底を指導していくこととしている。